



年に一度は健康診査を受けましょう

後期高齢者医療 健康診査・歯科健診

市民生活課国保・年金係 ☎75-4973

健康診査

福岡県後期高齢者医療制度の被保険者を対象に生活習慣病の重症化や心身の衰えの予防等を目的とした健康診査を実施しています。

令和4年度の受診期限は令和5年3月31日です。まだ受診されていない方で受診を希望する方は、新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえ、医療機関にあらかじめ電話にてご相談のうえ、受診をご検討ください。実施医療機関が分からない場合は、下記問合せ先までご連絡ください。

■受診時に必要なもの

- ①被保険者証（保険証）
- ②受診票
- ③自己負担金500円



※令和4年4月末現在で被保険者の方には4月下旬に、また令和4年5月以降に75歳になる方には誕生月の10日頃に送付しています。受診票が見あたらない場合は再発行いたしますので、下記問合せ先までご連絡ください。なお、今年度75歳になる方は、75歳の誕生日以降に受診をお願いいたします。

※市の住民健診でも受診することができ、うきは市住民健診では**無料**です。

なお、住民健診については新型コロナウイルス感染症の発生状況に応じて延期（中止）する場合があります。令和4年度最終日は10月26日です。詳細は保健課食育・健康対策係（☎75-4960）へお問い合わせください。

歯科健診

後期高齢者医療広域連合では、下記の被保険者を対象に、後期高齢者の口腔機能低下や肺炎等の疾病を予防するため、歯科健診を実施しています。令和4年度の受診期限は12月までです。まだ受診されていない方は、お早めにご予約の上、受診券を持って受診しましょう。受診券は5月下旬に発送しています。受診券をお持ちでない方は、下記問い合わせ先までご連絡ください。

■受診対象者：昭和21年4月1日～昭和22年3月31日生まれの本年度76歳になられる方

※長期入院及び一部の施設入所者の方は除く

※例外として、令和4年12月までは、77歳以上の被保険者で一度も受診していない方も受診できます。ただし、昨年度までに受診した方は受診できません。希望される方は、お問い合わせセンターへお電話ください

■受診期間：令和4年12月まで（歯科医院の休診日を除く）

■受診の方法：受診券に同封している実施歯科医院に予約のうえ受診してください

■受診時に必要なもの

- ①被保険者証（保険証）
- ②受診券（記入して実施歯科医院へお持ちください）
- ③自己負担金300円

※受診券は、5月下旬に後期高齢者医療広域連合より送付しています。

■問合せ先

福岡県後期高齢者医療広域連合 お問い合わせセンター

〒812-0044 福岡市博多区千代四丁目1番27号（福岡県自治会館5階）

☎092-651-3111 / FAX 092-651-3901 HP：<http://www.fukuoka-kouki.jp/>

